

国民健康保険からのお知らせ

【問】市健康づくり課国民健康保険係（☎ 77・8506）

4月1日から
国民健康保険の
保険証が
カードサイズに

保険証は4月1日から
1人1枚のカードに変更

国民健康保険被保険者証が4月1日からカードサイズの保険証に変わります。大きさは、運転免許証やキャッシュカードなどと同じサイズ。これまでの保険証は1世帯につき1枚でしたが、新しい保険証から1人につき1枚になります。

カード型の保険証は紙を加工してできています。サイズもこれまでに比べて小さく紛失しやすいので、新しい保険証を送るときに同封するカードケースに入れて大切に使うてください。

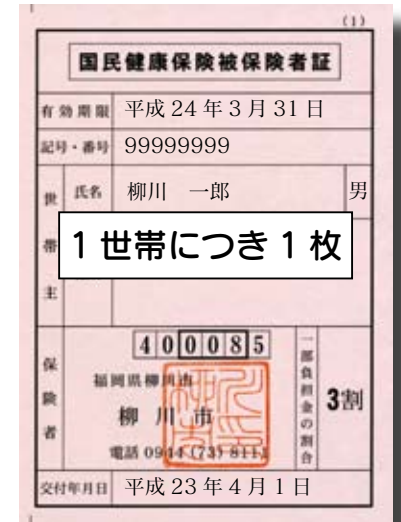
保険証と高齢受給者証が
新しい保険証1枚に

これまで70歳から74歳までの人には、保険証と別に国民健康保険高齢受給者証を交付していましたが、新しい保険証からは一つになって「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」になります。4月からはカード型の保険証1枚で医療機関に受診することが出来ます。

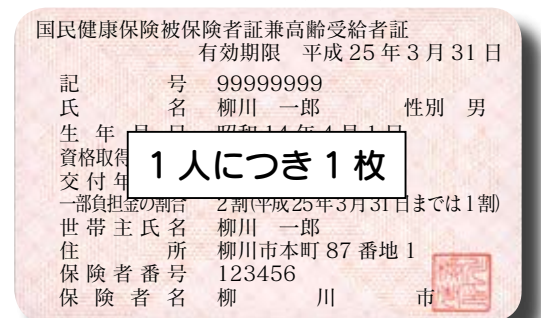
乳幼児や重度障害者、ひとり親家庭、特定の病気にかかっている人が医療機関に受診する場合は、これまでどおり交付されたそれぞれの医療証などが必要で、

退職者医療制度に該当している人は、右上に「退」と表示されたカード型の保険証を交付します。

3月まで（桃色）



4月から（柿色）



新しい保険証は専用のカードケースを使用

と、郵送せずに市健康づくり課の窓口に取りに来てもらうことがあります。
**市外の学校に通う人は
忘れずに申請を**

市国民健康保険に加入して市外の学校に通学するために住所変更をしている人は、毎年該当する年度の在学証明書を付けて申請してください。在学しなくなったら非該当の届け出をしてください。

また、世帯主の変更や住所変更、国民健康保険以外の健康保険に加入した場合も届け出が必要です。

国民健康保険に関する届け出は、市役所柳川庁舎健康づくり課、大和・三橋庁舎市民サービス課で受け付けています。

生活習慣病予防のための特定健診を
3月に追加で実施します



特定健診を受け忘れた人
は受診のチャンス

重症化するまで自覚症状がなかなか表れにくい「生活習慣病」。特定健康診査は、心臓病や脳卒中、糖尿病などにつながる生活習慣病の予防や対策のための健康診断です。市国民健康保険は昨年6月から11月の間に受診していない人のために、3月も特定健康診査を追加実施します。

昨年6月から11月までの特定健康診査の受診率は約27%にとどまっています。まだ受けていない40歳から74歳までの人は、この機会にぜひ受診してください。

日本人の3人に1人が
循環器系の病気で死亡

日本人の3人に1人は心臓病や脳卒中といった循環器系の病気が原因で亡くなっています。循環器の病気

を引き起こす動脈硬化はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）によるものといわれています。メタボリックシンドロームが進むと生活習慣病になりやすくなります。

1年に1回は

特定健診の受診を

特定健康診査は、メタボリックシンドロームとその予備軍を早く見つけて、生活習慣病を予防するためのもの。将来のためにも早めの予防が大切です。1年に1回は特定健康診査を受診してください。

なお、職場などで受診した人は、健診結果の提供にご協力ください。

●受診期間 3月1日～31日

●対象者 特定健康診査未受診者で1月以前から市国民健康保険に加入している40歳～74歳の人（3月31日現在）、病気の治療中の人や服薬中の人も受診可

●受診方法 市健康づくり課国民健康保険係へ連絡すると、後日「受診券」「医療機関一覧」などを郵送します。医療機関に特定健康診査の受診予約をして、受診券と保険証、自己負担1000円を持って受診してください。

4月から高額な外来診療を
医療機関の窓口負担が軽減できます

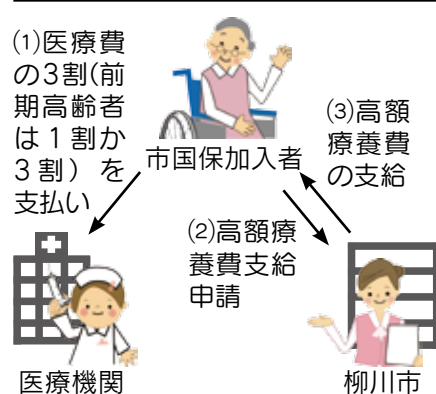
4月から高額な外来診療
の支払い方法が選べます

高額な外来診療を受ける人が同じ医療機関や薬局の窓口で支払う医療費を、4月1日から定められた上限の金額までにとどめることができます。

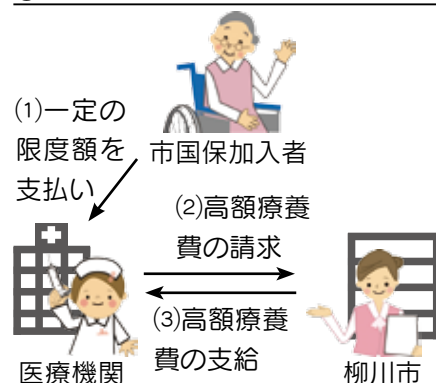
医療費が家計にかかる負担が重くならないように、医療機関の窓口で支払う自己負担額が、1か月単位で定められた上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

高額療養費の支給を受ける場合、①いったん医療費の3割（前期高齢者は1割か3割）を支払って、上限額を超えた差額を、後日、市が世帯主に支給する②市が交付した認定証

①通常の高額療養費の手続きの流れ



②認定証がある場合の手続きの流れ



認定証は事前申請が必要

高額な外来診療で②の方法を利用する場合は、事前に市柳川庁舎健康づくり課や大和・三橋庁舎市民サービス課に申請し、認定証などの交付を受けてください。すでに交付を受けている人は利用することができます。

●認定証交付対象者 市国民健康保険に加入している69歳以下の人や70歳～74歳で非課税世帯の人

●申請に必要なもの 保険証、印鑑